

議案第15号

令和4年度矢吹町一般会計予算

令和4年度矢吹町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,916,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した需用費(食糧費を除く。)及び役務費(保険料を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月11日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		2,330,465
	1 町 民 税	841,536
	2 固 定 資 産 税	1,237,867
	3 軽 自 動 車 税	59,490
	4 町 た ば こ 税	183,272
	5 入 湯 税	8,300
2 地 方 譲 与 税		104,614
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	25,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	76,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,614
3 利 子 割 交 付 金		2,000
	1 利 子 割 交 付 金	2,000
4 配 当 割 交 付 金		5,000
	1 配 当 割 交 付 金	5,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		8,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		450,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	450,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		23,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	23,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		20,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		8,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	8,000
10 地 方 特 例 交 付 金		23,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	23,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地 方 交 付 税		1,982,327
	1 地 方 交 付 税	1,982,327
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		3,576
	1 分 担 金	1,230
	2 負 担 金	2,346
14 使 用 料 及 び 手 数 料		98,480
	1 使 用 料	91,616
	2 手 数 料	6,864
15 国 庫 支 出 金		1,230,733
	1 国 庫 負 担 金	673,142
	2 国 庫 補 助 金	554,278
	3 国 庫 委 託 金	3,313
16 県 支 出 金		646,948
	1 県 負 担 金	359,236
	2 県 補 助 金	258,756
	3 県 委 託 金	28,956
17 財 産 収 入		8,967
	1 財 産 運 用 収 入	8,966
	2 財 産 売 払 収 入	1
18 寄 附 金		31,003
	1 寄 附 金	31,003
19 繰 入 金		290,870
	1 基 金 繰 入 金	290,731
	2 特 別 会 計 繰 入 金	139

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
21 諸収入		91,017
	1 延滞金加算金及び過料	4,500
	2 町預金利子	5
	3 雑入	86,512
22 町債		516,000
	1 町債	516,000
歳入	合計	7,916,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		107,361
	1 議 会 費	107,361
2 総 務 費		1,040,269
	1 総 務 管 理 費	838,109
	2 徴 税 費	120,582
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	49,256
	4 選 挙 費	25,537
	5 統 計 調 査 費	6,209
	6 監 査 委 員 費	576
3 民 生 費		2,241,720
	1 社 会 福 祉 費	1,008,389
	2 児 童 福 祉 費	1,233,331
4 衛 生 費		910,816
	1 保 健 衛 生 費	701,579
	2 清 掃 費	187,553
	3 水 道 費	21,684
5 労 働 費		1,900
	1 労 働 諸 費	1,900
6 農 林 水 産 業 費		499,521
	1 農 業 費	468,519
	2 林 業 費	30,403
	3 遊 水 地 対 策 費	599
7 商 工 費		124,194
	1 商 工 費	124,194

(単位：千円)

款	項	金額
8 土 木 費		896,592
	1 土 木 管 理 費	25,215
	2 道 路 橋 り よ う 費	389,937
	3 河 川 費	6,435
	4 都 市 計 画 費	435,613
	5 住 宅 費	39,392
9 消 防 費		283,092
	1 消 防 費	283,092
10 教 育 費		1,065,587
	1 教 育 総 務 費	188,010
	2 小 学 校 費	145,654
	3 中 学 校 費	51,746
	4 幼 稚 園 費	302,462
	5 社 会 教 育 費	226,101
	6 保 健 体 育 費	151,614
11 災 害 復 旧 費		3,545
	1 農 業 施 設 災 害 復 旧 費	3,545
12 公 債 費		731,403
	1 公 債 費	731,403
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	7,916,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
矢 吹 町 福 祉 会 館 料 指 定 管 理 料	自 令和4年度 至 令和6年度	6, 500千円
矢 吹 町 大 正 ロ マ ン の 館 料 指 定 管 理 料	自 令和4年度 至 令和6年度	5, 800千円
矢吹町健康センター温水プール ろ過装置改修工事費	自 令和4年度 至 令和5年度	58, 000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
庁舎改修事業債	千円 26,800	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地域集会所改修事業債	千円 7,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
児童クラブ建設事業債	千円 51,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
健康センター改修事業債	千円 34,600	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急浚渫推進事業債 (農業施設)	千円 8,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地方道路等整備事業債	千円 96,900	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業債（道路）	千円 45,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
排水路整備事業債	千円 6,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債（公園施設）	千円 12,600	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公園遊具整備事業債	千円 5,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公営住宅改修事業債	千円 5,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急浚渫推進事業債（河川）	千円 5,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
緊急防災減災事業債	千円 17,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地域活性化事業債	千円 3,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(社会教育施設)	千円 44,600	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
農業施設災害復旧事業債	千円 2,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
臨時財政対策債	千円 140,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
災害援護資金貸付金債	千円 2,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第16号

令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計予算

令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,681,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和4年3月11日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		380,908
	1 国民健康保険税	380,908
2 使用料及び手数料		201
	1 手数料	201
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1,110,690
	1 県補助金	1,110,689
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
6 繰入金		186,101
	1 他会計繰入金	126,784
	2 基金繰入金	59,317
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		3,110
	1 延滞金, 加算金及び過料	2,004
	2 受託事業収入	1
	3 雑収入	1,105
9 町債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		1,681,019

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		35,872
	1 総務管理費	34,832
	2 徴税費	907
	3 運営協議会費	133
2 保険給付費		1,141,627
	1 療養諸費	997,729
	2 高額療養費	137,124
	3 移送費	201
	4 出産育児一時金	4,623
	5 葬祭諸費	1,450
	6 傷病手当金	500
3 国民健康保険事業費納付金		458,558
	1 医療給付費分	312,845
	2 後期高齢者支援金等分	110,961
	3 介護納付金分	34,752
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		36,587
	1 特定検診診査等事業費	20,253
	2 保健事業費	16,334
6 基金積立金		8
	1 基金積立金	8
7 公債費		103
	1 公債費	102
	2 財政安定化基金償還金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 支 出 金		3,263
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,262
	2 延 滞 金	1
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,681,019

議案第17号

令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計予算

令和4年度矢吹町土地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和4年3月11日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		373
	1 繰 越 金	373
歳 入 合 計		373

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 造 成 事 業 費		373
	1 土 地 造 成 事 業 費	373
歳 出 合 計		373

議案第18号

令和4年度矢吹町介護保険特別会計予算

令和4年度矢吹町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,603,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和4年3月11日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		319,000
	1 介 護 保 險 料	319,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		350,820
	1 国 庫 負 担 金	255,845
	2 国 庫 補 助 金	94,975
4 支 払 基 金 交 付 金		412,072
	1 支 払 基 金 交 付 金	412,072
5 県 支 出 金		230,407
	1 県 負 担 金	216,211
	2 県 補 助 金	14,196
6 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	2
7 繰 入 金		280,237
	1 一 般 会 計 繰 入 金	251,151
	2 基 金 繰 入 金	29,086
8 諸 収 入		10,846
	1 雑 入	10,845
	2 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,603,386

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		45,896
	1 総務管理費	32,820
	2 徴収費	1,284
	3 介護認定審査会費	11,598
	4 趣旨普及費	105
	5 運営協議会費	89
2 保険給付費		1,452,490
	1 介護サービス等諸費	1,304,500
	2 介護予防サービス等諸費	42,060
	3 その他諸費	1,200
	4 高額介護サービス等費	37,120
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,560
	6 特定入所者介護サービス等費	63,050
3 地域支援事業費		99,557
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	73,433
	2 一般介護予防事業費	279
	3 包括的支援事業・任意事業費	25,499
	4 その他諸費	216
	5 高額総合事業サービス費	130
4 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
5 諸支出金		440
	1 償還金及び還付加算金	301
	2 繰出金	139
6 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		1,603,386

議案第19号

令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,418千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和4年3月11日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料		143,132
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	143,132
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
4 繰 入 金		48,927
	1 一 般 会 計 繰 入 金	48,927
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		355
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	350
	3 貸 付 金 収 入	1
	4 受 託 事 業 収 入	1
	5 雑 入	1
歳 入 合 計		192,418

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,416
	1 総務管理費	5,029
	2 徴収費	387
2 後期高齢者医療広域連合納付金		186,650
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	186,650
3 諸支出金		351
	1 償還金及び還付加算金	350
	2 繰出金	1
4 予備費		1
	1 予備費	1
歳出	合計	192,418

議案第20号

令和4年度矢吹町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度矢吹町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6, 824 戸
(2) 年間総給水量	1, 658, 954 m ³
(3) 一日平均給水量	4, 545 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
1. 配水管布設事業	117, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	405, 694千円
第1項 営業収益	393, 640千円
第2項 営業外収益	12, 052千円
第3項 特別利益	2千円

支出

第1款 水道事業費用	424, 319千円
第1項 営業費用	393, 786千円
第2項 営業外費用	28, 483千円
第3項 特別損失	1, 050千円
第4項 予備費	1, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額92, 719千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11, 600千円、過年度分損益勘定留保資金81, 119千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	140,988千円
第1項 企業債	125,000千円
第2項 出資金	15,987千円
第3項 負担金	1千円

支出

第1款 資本的支出	233,707千円
第1項 建設改良費	127,600千円
第2項 企業債償還金	105,107千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設事業債	千円 125,000	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 19,325千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,484千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和4年3月11日提出

令和4年度矢吹町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入				(単位：千円)		
款	項	目	予定額	備考		
1 水道事業収益	1 営業収益		405,694			
		1 給水収益	393,640			
		2 受託工事収益	376,200			
		3 受託工事収益	3,000			
		3 その他営業収益	14,440			
	2 営業外収益			12,052		
		1 受取利息		10		
		2 雑収益		103		
		3 他会計負担金		2,213		
		4 他会計補助金		3,484		
		5 長期前受金戻入		6,242		
		3 特別利益		2		
		1 固定資産売却益		1		
		2 過年度損益修正益		1		

支出				(単位：千円)	
款	項	目	予定額	備考	
1 水道事業費用	1 営業費用		424,319		
			393,786		
		1 原水及び浄水費	172,703		
		2 配水及び給水費	22,046		
		3 受託工事費	3,000		
		4 総係費	57,357		
		5 減価償却費	136,649		

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
		6 資産減耗費	2,001	
		7 その他営業費用	30	
	2 営業外費用		28,483	
		1 支払利息及び企業債取扱費	13,483	
		2 消費税	15,000	
	3 特別損失		1,050	
		1 固定資産売却損	50	
		2 過年度損益修正損	1,000	
	4 子備費		1,000	
		1 子備費	1,000	

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的収入	1 企業債		140,988	
			125,000	
		1 企業債	125,000	
	2 出資金		15,987	
		1 負担区分に基づ かない出資金	15,987	
	3 負担金		1	
		1 他会計負担金	1	

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出	1 建設改良費		233,707	
			127,600	
		1 配水設備費	125,000	
		2 営業設備費	2,600	
	2 企業債償還金		105,107	
		1 企業債償還金	105,107	
	3 子備費		1,000	
		1 子備費	1,000	

議案第 2 1 号

令和 4 年度矢吹町下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度矢吹町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 公共下水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|--------------------------------|-----------------|
| (1) 処理戸数 | 4, 3 8 8 戸 | |
| (2) 年間総処理水量 | 1, 1 6 7, 6 0 6 m ³ | |
| (3) 一日平均処理水量 | 3, 1 9 9 m ³ | |
| (4) 主要な建設改良事業 | | |
| 1) 管路建設改良費 | | 2 1 4, 5 4 6 千円 |
| 2) 流域下水道建設負担金 | | 2, 3 0 0 千円 |

2 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 処理戸数 | 6 1 6 戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 2 0 4, 8 2 0 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 5 6 1 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 公共下水道事業収益	484,065千円
第1項 営業収益	133,601千円
第2項 営業外収益	350,461千円
第3項 特別利益	3千円
第2款 農業集落排水事業収益	224,086千円
第1項 営業収益	29,469千円
第2項 営業外収益	194,617千円

支出

第1款 公共下水道事業費用	416,706千円
第1項 営業費用	365,069千円
第2項 営業外費用	42,145千円
第3項 特別損失	8,492千円
第4項 予備費	1,000千円
第2款 農業集落排水事業費用	184,122千円
第1項 営業費用	168,335千円
第2項 営業外費用	14,406千円
第3項 特別損失	1,081千円
第4項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,265千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,463千円、当年度分損益勘定留保資金122,593千円、当年度分利益余剰金処分額65,209千円で補てんするものとする。)

第1款 公共下水道事業資本的收入	358,677千円
第1項 企業債	176,000千円
第2項 他会計出資金	50,000千円
第3項 他会計負担金	36,478千円
第4項 他会計補助金	10,000千円
第5項 補助金	74,417千円
第6項 負担金	11,782千円
第2款 農業集落排水事業資本的收入	74,221千円
第1項 企業債	53,900千円
第2項 他会計負担金	19,981千円
第3項 負担金	340千円
支出	
第1款 公共下水道事業資本の支出	472,792千円
第1項 建設改良費	216,846千円
第2項 企業債償還金	255,946千円
第2款 農業集落排水事業事業資本の支出	152,371千円
第1項 企業債償還金	152,371千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ16,459千円及び36,989千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和4年度 至 令和9年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和4年度 至 令和9年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息に対する損失保証

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 105,900	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費 平準化債 (公共下水道)	千円 56,100	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業債特別措置分 (公共下水道)	千円 11,600	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
流域下水道事業債	千円 2,300	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費 平準化債 (流域下水道)	千円 100	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費 平準化債 (集落排水施設)	千円 53,900	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各款の営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 52,870千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、364,926千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち、65,209千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良費に充当 65,209千円

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和4年3月11日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和4年度矢吹町下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入		支出			
款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道収益	1 営業収益		484,065		
			133,601		
		1 公共下水道使用料	133,564		
		2 その他営業収益		37	
	2 営業外収益			350,461	
		1 他会計補助金		228,871	
		2 長期前受金戻入		121,589	
		3 雑収入		1	
				3	
		1 過年度損益修正益		3	
	2 農業集落排水収益	1 営業収益		224,086	
				29,469	
			1 農業集落排水施設使用料	29,469	
2 営業外収益				194,617	
		1 他会計補助金		126,055	
		2 長期前受金戻入		68,561	
		3 雑収益		1	

(単位：千円)

支出		備考		
款	項	目	予定額	備考
1 公共下水道費用	1 営業費用		416,706	
			365,069	
		1 管渠費	22,722	
		2 業務費	8,142	

(単位：千円)

(単位：千円)

2 農業集落排水 事業費	2 営業外費用	3 総係費	35,868	
		4 流域下水道 維持管理負担金	92,198	
		5 減価償却費	206,139	
		1 支払利息及び 企業債取扱費	31,819	
		2 消費税及び 地方消費税	10,326	
	3 特別損失		8,492	
		1 過年度 損益修正損	3,292	
		2 その他 特別損失	5,200	
	4 子備費		1,000	
		1 子備費	1,000	
			184,122	
	1 営業費用		168,335	
		1 管渠費	24,611	
		2 処理場費	28,977	
		3 業務費	2,485	
4 総係費		5,656		
5 減価償却費		106,606		
2 営業外費用		14,406		
		14,406		
1 支払利息及び 企業債取扱費		14,406		
3 特別損失		1,081		
		452		
1 過年度 損益修正損				
2 その他 特別損失		629		
4 子備費		300		
	300			
	1 子備費	300		

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 公共下水道事業資本の収入	1 企業債		358,677	
		1 建設改良債	176,000	
		117,500		
		2 流域下水道債	2,300	
		3 資本平準化債	56,200	
	2 他会計出資金		50,000	
		1 他会計出資金	50,000	
	3 他会計負担金		36,478	
		1 他会計負担金	36,478	
	4 他会計補助金		10,000	
		1 他会計補助金	10,000	
		74,417		
	5 補助金		73,900	
1 国庫補助金		73,900		
2 県補助金		517		
6 負担金		11,782		
	1 受益者負担金	11,782		
2 農業集落排水事業資本の収入		74,221		
	1 企業債		53,900	
		1 資本平準化債	53,900	
	2 他会計負担金		19,981	
		1 他会計負担金	19,981	
	3 負担金		340	
		1 受益者分担金	340	

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道事業 資本的支出	1 建設改良費		472,792		
			216,846		
		1 管渠建設改良費	214,546		
		2 流域下水道 建設負担金		2,300	
			255,946		
	2 企業債償還金	1 建設改良債 償還金		234,697	
			2 流域下水道債 償還金	14,469	
			3 資本費平準化債 元金償還金	4,540	
		4 その他の企業債 償還金		2,240	
	2 農業集落排水 事業資本的支出	1 企業債償還金		152,371	
			152,371		
1 建設改良債 償還金			146,471		
		2 資本費平準化債 元金償還金	3,660		
		3 その他の企業債 償還金	2,240		